

○農林水産省
国土交通省 告示第一号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年 農林水産省 令第六号）第六十三条第八号
国土交通省

ホの規定に基づき、令和五年 農林水産省 告示第一号（畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上
国土交通省

支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に
付随する物資を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十三日

農林水産大臣 坂本 哲志

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 鶏卵その他の畜産物又はその加工品</p> <p>六〇九 (略)</p> <p>第二 畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両は農業用トラクター、トラクターシヨベルその他の畜産経営に必要な車両とし、当該車両に付随する物資は次に掲げるものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>第一 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>第二 畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両は農業用トラクター、トラクターシヨベルその他の畜産経営に必要な車両とし、当該車両に付随する物資は次に掲げるものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。